

佐賀県告示第三百九十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十二年十一月五日から平成二十二年十二月六日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月五日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道 路 の 区 域	
	区 間	後 前
県道 山浦肥前鹿 島停車場線	鹿島市大字高津原字柳籠四三三 五番五地先から 鹿島市大字高津原字薬師籠四二 一四番四四地先まで	後 九・七 六・五
	鹿島市大字高津原字柳籠四三三 五番五地先から 鹿島市大字高津原字薬師籠四二 一四番四四地先まで	前 二〇・一 六・五
		変更前 幅員 メートル
		延長 メートル